

9. 文化財

9. 文化財

9.1 調査

(1) 文化財の状況

① 調査事項

実施区域及びその周辺地域に存在する文化財の種類、位置、区域、保存等の状況とした。

② 調査方法

最新の既存資料又は現地調査により明らかにした。なお、調査項目に関しては、表 5.2.9.1 に示すとおりである。

表 5.2.9.1 調査項目

項目	法令等
史跡名勝天然記念物	文化財保護法第 69 条第 1 項
県指定史跡名勝天然記念物	神奈川県文化財保護条例第 31 条第 1 項
市町村史跡名勝天然記念物	文化財保護法第 98 条第 2 項
周知の埋蔵文化財包蔵地に包蔵されている埋蔵文化財	文化財保護法第 57 条第 1 項及び第 57 条の 2 第 1 項

③ 調査結果

ア. 史跡名勝天然記念物

実施区域には国、県、市が指定した史跡名勝天然記念物は分布していないが、実施区域の周辺地域には、「別添 3-2 3. その他の状況 3.1 文化財の分布状況」の表 3.2.40、図 3.2.25(1)(2)に示す、仏像や天然記念物及び名勝が分布している。

イ. 周知の埋蔵文化財包蔵地に包蔵されている埋蔵文化財

実施区域で確認されている周知の埋蔵文化財包蔵地は、「別添 3-2 3. その他の状況 3.1 文化財の分布状況」の図 3.2.26 に示すとおりである。

実施区域において確認されている埋蔵文化財包蔵地としては、表 5.2.9.2 に示す、宅地に塚状に残る牛山古墳が存在する。

表 5.2.9.2 実施区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	所在市町名	遺跡名	所在地	種別
1	平塚市	牛山古墳	大神宇西八幡原 2549-5	古墳

(2) 文化財の周辺の状況

① 調査方法

文化財周辺の地形、土地利用等の状況について、地形図、土地利用現況図等の最新の既存資料又は現地調査により調査した。

② 調査結果

実施区域及びその周辺地域の埋蔵文化財包蔵地は、市街化調整区域及び市街化区域に指定されており、現況の土地利用は、宅地及び畑地等となっている。

(3) 対象事業の計画の状況

① 調査方法

土地の形状の変更の内容、範囲及び施工方法、工作物の位置、規模、構造及び施工方法の状況について、事業計画により調査した。

② 調査結果

土地の形状の変更行為の内容、範囲及び施工方法、工作物の位置、規模、構造及び施工方法の状況については、「別添4-2 実施方法」に示すとおりである。

事業実施区域の面積は約 68.8ha の平坦地であり、盛土により造成される。現況は T.P.9.20m～11.35m であるが、造成後は T.P.9.50m～12.35m を計画している。

9.2 予 測

(1) 予測事項

予測事項は、対象事業の工事により文化財が受ける影響の内容及び程度とした。

(2) 予測範囲及び地点

予測範囲は、実施区域及びその周辺地域とした。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事中において、文化財への影響が考えられる時点とした。

(4) 予測方法

対象事業に伴う土地改変の状況、環境保全対策等を考慮し、予測した。

(5) 予測結果

実施区域にある周知の埋蔵文化財包蔵地については造成を行わず、現況のまま保存する。

また、工事にあたっては、造成範囲を明記し、不要な造成等が及ばないよう十分に留意していく。さらに必要に応じて関係機関の指導を仰ぎながら進めていく。

したがって、工事に伴う埋蔵文化財への影響は少ないものと予測される。

9.3 評価

(1) 評価目標

対象事業の工事の実施が、文化財に著しい影響を及ぼさないこととする。

(2) 評価結果

実施区域における埋蔵文化財については、住宅系用地として、現況のまま保存するため、工事に伴う影響は少ないものと予測された。

なお、施工時に新たに埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法に基づき速やかに関係機関と協議の上、適切な措置を講じる。

したがって、対象事業の工事による文化財への影響については、評価目標を満足すると評価する。